

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 27 日現在

機関番号：33102
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2013～2015
 課題番号：25380210
 研究課題名(和文) 戦後責任の国家意識と戦後補償 アジア女性基金と「記憶・責任・未来」財団の比較研究

研究課題名(英文) National Consensus on Postwar Responsibility and Individual Compensation: Comparison of the Asian Women's Fund and the German Foundation, "Memory, Responsibility, and Future"

研究代表者
 熊谷 奈緒子 (Kumagai, Naoko)
 国際大学・国際関係学研究科・准教授

研究者番号：10598668
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はアジア女性基金とドイツの「記憶・責任・未来」財団による道義的償いの異なる結果を分析した。東欧の強制労働者への償いである後者は前者と違い、政府、企業、被害国側から資金、運営面で全面的協力を得た。構造的要因としてドイツの戦後責任へのより高い国民的統一性も考えうるが、それは独政府、企業の政治的経済的利益に資した諸補償政策に追随し、修正主義論争にも揺れてきた。一方基金の元慰安婦への償いは前例がなく、実際の利益に乏しく、さらに慰安婦問題の家父長的性質が加害者被害者双方にもたらす不名誉が基金への反発を強めた。道義的償いの成否は、戦後責任の国民的統一性、補償対象の性質と政治的経済的考慮に影響される。

研究成果の概要(英文)：This research analyzed the contrasting results of the moral atonement by the Asian Women's Fund for former comfort women and that by the German Foundation, "Memory, Responsibility, and Future," for former Eastern European forced workers. The latter received better operational and financial support from relevant governments and businesses than the former. The alleged higher level of postwar responsibility in Germany has followed the government's rather pragmatic compensation policies and it had been shaken by the revisionist debates. The moral atonement for former comfort women was unprecedented and lacked pragmatic benefits for the Japanese government. Besides, the patriarchal nature of the issue of comfort women brought dishonor to both the victims and the offenders, leading both to oppose the moral atonement. The research concludes that effective moral atonement depends on the nature of the issue and political and economic elements as well as the level of postwar responsibility.

研究分野：国際関係論

キーワード：日本 ドイツ 慰安婦 アジア女性基金 「記憶・責任・未来」財団 戦後責任

1. 研究開始当初の背景

戦後責任の一つの主要問題として、個人補償の問題がありつづけている。「慰安婦」問題ではこの問題が法的解決ではなく政治的道義的方法によって解決されることが困難であることを露呈した。1995年に設立され、2007年までの活動を続けたアジア女性基金の元慰安婦への道義的補償が十分に受け入れられなかったことに表れている。この困難の背景には、相容れず鋭く対立する国家意識、戦後責任意識が日本国内に存在することを本研究者は明らかにしてきた。この先行研究の結果に基づいて、研究者は戦後補償実現における統一した国家意識の相対的重要性如何を問う試みを研究視座を広げた比較研究のもとにおこなった。アジア女性基金が上記の理由で不成功であるなら、基金と同様の形の官民協働の道義的補償でありながら、被害者との和解に成功したドイツの財団「記憶・責任・未来」では、ドイツ国内における戦後責任への立場を確立する理性的な議論がどれほど十分に貢献したのか、という質問である。

2. 研究の目的

本研究は戦後補償において官民共同での道義的補償の成否の原因が統一的な戦後責任の国家意識によるものであるかを、被害者との和解という意味で未達成に終わった日本の「アジア女性基金」と成功例のドイツの「記憶・責任・未来」財団の比較を通じて研究する。日独両国におけるそれぞれの歴史論争の研究を通じて現時点での戦後責任に関する統一した国家意識の有無を確認し、歴代の補償政策も調査しながら、「基金」と「財団」の成否が統一国家意識によるものであるのか、それとも政治的経済的計算のもとに受動的に行われてきた面が強いのかを検証することを目的とする。この目的は、財団の背景を知ることが今後の「慰安婦」問題への現実的かつ有効な和解方法へ資するとの期待からである。

3. 研究の方法

本研究の官民共同補償の是非の観点からの「アジア女性基金」と「記憶・責任・未来財団」の比較研究は、主に資料分析と補完的インタビューに基づいて、日本とドイツそれぞれに関しては以下の4つの点を調査分析した：(1) 戦後責任の議論；(2) 戦後補償政策；(3) 強制労働への官民共同補償の成立にいたる議論；(4) 官民共同補償の実際の運営・活動について。

ドイツの戦後責任、歴史論争、実際の補償政策とその背景については連邦補償法についての先行研究や報道されるナチ関係、特にナチ協力者の訴追裁判ニュース解説を参考にすめた。ⁱこれに関連してドイツ企業への集団

訴訟についての実態も文献や企業側、訴訟弁護士側のインタビュー資料に基づいて把握した。ⁱⁱ

「記憶・平和・責任」財団の活動や評価については、財団の補償活動報告や財団の歴史的位置の資料から把握した。ⁱⁱⁱ

日本については、戦後責任論と補償政策を参考に研究した。^{iv}

基金に関しては特に実際の運営、活動に関わった関係者と政府関係者にインタビューをおこなった。インタビューの質問の中心は道義的責任と法的責任の認識方法、その認識方法が生じてきた背景、そして官民共同での補償の是非の議論についてなどである。

4. 研究成果

ドイツの戦後責任に対する国民的統一レベルの高さは諸言説によって証明されたものの、それが成り立ってきた経緯には実際の側面もあり、修正主義論争もあり、紆余曲折があったことが明らかになった。しかしより統一された戦後責任のドイツ国民の考えが財団の運営の基盤を妨害しないことはもちろんのこと、支えていたことは確かであった。ただそれと同時に財団は基金とちがって、自国政府のみならず被害者の国の政府、関係企業の積極的な協力を運営面において受けていたからこそその成功という側面もあった。これは財団が政治的経済的利益になると国や企業が判断したからである。この点で、基金の活動には日本政府や企業が積極的に利益を見いだせないがゆえの不十分な協力という弱点があった。それには基金の補償対象である被害者である元慰安婦たちが、戦時性暴力の被害者であるゆえに受けた家父長的偏見も社会的にあった。財団の補償対象となった旧東欧のナチ政権下での強制労働者にはこのような偏見はなかった。

財団の基金との比較のもとでのいわゆる「成功」が示す教訓は以下のとおりである。戦後責任、道義的責任が実際の側面と道義的側面が表裏一体となったかたちで入り組んで確立されていったドイツの実績は、過度に教条的にならずに、政治的経済的一致による政治的協力をも取り込むようなかたちでの戦後責任の歩みを日本政府、社会が続けてゆくことのバランスが大切であるという政策的示唆を持つ。

引用文献

ⁱ佐藤健生・ノベルト・フライ編『日本とドイツ 過ぎ去らぬ過去との取り組み』；石田勇治『過去の克服 ヒトラー後のドイツ』、2002

年；ヴォルフガング＝ヴィッパーマン『ドイツ戦争責任論争』；ハーバース・ノルテ他『過ぎ去ろうとしない過去-ナチズムとドイツ歴史家論争』、1995年；Hiroko Harada, *Aspects of Post-War German and Japanese Drama (1945-1970): Reflections on War, Guilt, and Responsibility*, 2000；Ludolf Herbst and Constantin Goschler, *Wiedergutmachung in der Bundesrepublik Deutschland, 1989*；Josef Brodesser u.a., *Widergutmachung under Kriegsfolgenliquidatin: Geschichte-Regelungen-Zahlungen*, 2000.；Tobias Winstel, *Verhandelte Gerechtigkeit*, 2006；José Brunner, Nobert Frei, Constantin Goschler, *Die Praxis der Wiedergutmachung*, 2009.

ⁱⁱ The International Bureau of the Permanent Court of Arbitration, *Redressing Injustices through Mass Claims Processes: Innovative Responses to Unique Challenges*, 2006；Stuart Eizenstat, *Imperfect Justice: Looted Assets, Slave Labor, and the Unfinished Business of World War II*, 2003.

ⁱⁱⁱ Günter Saathoff, *A Mutual Responsibility and a Moral Obligation: The Final Report on Germany's Compensation Programs for Forced Labor and Other Personal Injuries*, 2009)；J.D. Bindenagel, "Justice, Apology, Reconciliation and the German Foundation: 'Remembrance, Responsibility, and the Future'" in Alexander Karn, *Taking Wrongs Seriously: Apologies and Reconciliation*, 2006；Susanne-Sophia Spiliotis, *Verantwortung und Rechtsfrieden: Die Stiftungs-initiative der deutschen Wirtschaft*, 2003.

^{iv}戦後補償問題研究会『戦後補償問題資料集』第一集～第8集、1990-1993. 朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』、1999.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

Naoko Kumagai, "Die Verbindung von

Schuld und Verantwortung im Fall der Trostfrauen ("comfort women"). Für eine wirkliche Versöhnung zwischen Japan und Korea." In: polylog. Zeitschrift für interkulturelles Philosophieren, Nr. 34 (2015): 67-82. (Translated into German by Nausikaa Schirilla) (No peer-reviewed). (熊谷奈緒子「『慰安婦』問題における罪と責任の意味 - 日本と韓国との和解をめざして」『ポリローグ』査読無、34号、2015年、67 - 82。独訳 ナウシカ = シリラ)

Naoko Kumagai, "The Absence of Consensus in Japan over the Issue of Comfort Women--With the Case of the Asian Women's Fund from the Approach of Ontological Security," *Social Science Japan Journal*, Vol. 18, No. 2, Summer 2015, pp. 146-161 (peer-reviewed). (熊谷奈緒子「『慰安婦』をめぐる日本国内における合意の不在 - アジア女性基金をめぐる議論の存在論的安心のアプローチからの分析」『社会科学日本ジャーナル』査読有、第18巻2号、2015年夏、146 - 161)

熊谷奈緒子「慰安婦問題の道義的法的検討」『地域文化研究』査読無、第16号、2015年3月、154 - 180。

Naoko Kumagai, "Asian Women's Fund Revisited," *Asia-Pacific Review*, Vol.2, Issue 2, 2014, pp. 117-148 (peer-reviewed). (熊谷奈緒子「アジア女性基金再考」『アジアパシフィックレビュー』査読有、第21巻2号、2014年、117 - 148)

[学会発表](計12件)

2015

Naoko Kumagai, "The Intertwined Meanings of guilt and responsibility in the Issue of Comfort Women--in pursuit of true reconciliation between Japan and Korea," The World Congress for Korean Politics and Society, August 25, 2015, Gyeongju (Republic of Korea). (熊谷奈緒子「『慰安婦』問題における罪と責任の意味 - 日韓の和解を目指して」韓国政治社会世界会議、2015年8月25日、慶州、韓国。)

Naoko Kumagai, "The Possibilities and Limitations of the Influence of Transnational Cooperation on Korean

Unification: The Issue of Comfort Women.” International Academic Conference on Korean Unification, July 8, 2015, Seoul, Republic of Korea. (熊谷奈緒子、「朝鮮半島統一の展望における『慰安婦』問題の意味」朝鮮半島統一についての国際学会、2015年7月8日、ソウル、韓国。)

Naoko Kumagai, “Fact Finding in Judicial and Non-Judicial Processes.” International Conference on Asian Studies, June 21, 2015, International University of Japan, Urasa, Niigata. (熊谷奈緒子、「司法プロセスと司法外プロセスにおける真相究明の意味」アジアスタディーズ国際会議、2015年6月21日、国際大学、新潟県南魚沼市。)

Naoko Kumagai, “Absence of Guilt in Japan’s Reconciliation with Former Korean Comfort Women.” The 5th Intercultural Interdisciplinary Colloquium of Polylog: Forum for Intercultural Philosophy e.V., May 22, 2015, the Institute for Science and Art in Vienna (Austria). (熊谷奈緒子、「日韓慰安婦問題における罪意識の不在」ポリログ、2015年5月22日、ウィーン、オーストリア。)

熊谷奈緒子、「『慰安婦』問題の概説」平和構築学会、2015年1月31日、法政大学市ヶ谷キャンパス、東京都、千代田区。

熊谷奈緒子、「和解と人権」明治大学と国際大学の共同研究発表、2015年1月16日、明治大学御茶ノ水キャンパス、東京都、千代田区。

2014

熊谷奈緒子、討論者としてコメント。「従軍慰安婦問題を考える」現代韓国研究所特別セミナー、2014年12月10日、東京大学駒場キャンパス、東京都、目黒区。

熊谷奈緒子、「慰安婦問題をめぐる議論のあり方について 和解をめざして」国際大学公開セミナー、2014年9月19日、国際大学、新潟県、南魚沼市。

熊谷奈緒子、「アジア女性基金をとりまく議論：存在論的安心論に基づく分析と『慰安婦』問題解決への今後の展望」地域文化学会、2014年3月15日、東京海洋大学、東京都、品川区。

熊谷奈緒子、「日本の戦争責任と韓国」。共同シンポジウム 明治大学国際総合研究所、国際大学「アジアにおける 安保・経済開発・人権の諸問題」2014年1月17日、明治大学グローバルフロント1階グローバルホール、東京都、千代田区。

2013

熊谷奈緒子、「アジア女性基金による個人補償プロジェクトにおける超国家的法的プロセスの批判的解明 - 存在論的安心論からのアプローチ」日本国際政治学会、2013年10月26日、新潟朱鷺メッセ、新潟県、新潟市。

Naoko Kumagai, “Irreconcilable Cleavage over the Asia Women’s Fund: Domestic Discourse over the True Identity of Japan in War Responsibility.” International Workshop “China, World War II, and the Politics of Memory,” April 2, 2013, at the University of Hong Kong. (熊谷奈緒子、「アジア女性基金をめぐる亀裂：戦争責任をめぐる日本の国家意識の言説」国際ワークショップ「中国、第二次世界大戦、政治的記憶」2013年4月2日、香港大学、香港。)

〔図書〕(計 2 件)

熊谷奈緒子『慰安婦問題』、ちくま新書、2014、238

Naoko Kumagai, *Comfort Women Issue* (English version) I-House Press. Forthcoming in 2016. (2014年長銀国際ライブラリー叢書対象図書)。上記図書の翻訳版。

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

熊谷 奈緒子 (KUMAGAI, Naoko)

国際大学・国際関係学研究科・准教授

研究者番号：10598668